

妙高市地域経済循環創造事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、地域資源を活かした先進的で持続可能な事業化の取組を促進し、地域での経済循環を創造するため、民間事業者等に対して妙高市地域経済循環創造事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、地域経済循環創造事業交付金交付要綱（平成25年2月27日付け総行政第29号総務大臣通知。以下「交付金交付要綱」という。）、総務省所管補助金等交付規則（平成12年12月27日総理府・郵政省・自治省令第6号）、妙高市補助金等交付規則（平成19年妙高市規則第14号）、妙高市補助金交付基準（平成19年妙高市訓令第4号）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 法人格を有し、市内に店舗、工場、事業所等を有し、又は設けようとする者
- (2) 納税義務がある国税及び地方税を滞納していない者
- (3) 妙高市暴力団排除条例（平成24年妙高市条例第7号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号及び第3号に規定する暴力団員及び暴力団員等（以下「暴力団等」という。）に該当しない者又は暴力団等と密接な関係を有さない者
- (4) 政治活動又は宗教活動を目的とする事業を行わない者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける事業又は公序良俗に反する事業を行わない者

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、交付金交付要綱第8条の規定により市長が交付決定を受けた事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、交付金交付要綱第5条の規定によるものとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費から金融機関等の融資額及び補助対象事業を行う者の自己資

金等の合計額を差し引いた額とし、2,500万円（融資額が補助金の額の1.5倍以上2倍未満である場合にあっては3,500万円、2倍以上である場合にあっては5,000万円）を上限とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、妙高市地域経済循環創造事業補助金交付申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の交付金の交付申請をするに当たって、当該交付金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額の金額をいう（以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定により申請書が提出されたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、妙高市地域経済循環創造事業補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、前条の交付決定の内容に不服があるときには、交付決定の日から起算して30日を経過する日までに妙高市地域経済循環創造事業補助金申請取下書（別記様式第3号）を市長に提出するものとする。

（状況報告）

第9条 補助事業者は、市長から要求があった場合は、補助対象事業の遂行状況について妙高市地域経済循環創造事業補助金遂行状況報告書（別記様式第4号）を提出するものとする。

（補助金の変更承認申請等）

第10条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、妙高市地域経済循環創造事業補助金変更申請書（別記様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（1）補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、補助対象総額の10パーセント以内の流用増減を除く。

- (2) 資金区分のうち融資額等を減額しようとするとき。
- (3) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - ア 交付目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な交付目的達成に資するものと考えられる場合
 - イ 目的及び事業能率に直接関わりがない事業計画の細部の変更である場合
- (4) 交付対象事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。
- (5) 交付対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 市長は、前項に基づく申請書を受理したときは、その内容を審査し、変更の可否を決定したときは、妙高市地域経済循環創造事業補助金変更承認（不承認）通知書（別記様式第6号）により通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から起算して30日以内又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、妙高市地域経済循環創造事業補助金実績報告書（別記様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 第6条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第6条第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金の消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを当該交付金事業の交付対象経費から減額して提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による実績報告書等の審査を行い、補助対象事業が交付決定内容に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、妙高市地域経済循環創造事業補助金確定通知書（別記様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、妙高市地域経済循環創造事業補助金返還命令通知書（別記様式第9号）より、その超える部分の額に相当する補助金の返還を命ずるものとする。

2 前項の返還の期限は、当該返還の命令がなされた日から起算して20日以内とし、期限内に納付されない場合には、市長は、未納額についてその未納期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の交付）

第14条 補助事業者は、第12条の規定による確定通知書を受けたときは、速やかに妙高市地域経済

循環創造事業補助金請求書（別記様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書を受理した場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の概算払）

第15条 補助事業者は、補助対象事業の実施上必要があると認めるときは、補助金の一部又は全部の概算払を請求することができる。

2 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、妙高市地域経済循環創造事業補助金概算払請求書（別記様式第11号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請及び請求の内容が適正と認められたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還）

第16条 第6条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第11条第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金の消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（第11条第2項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（別記様式第12号）により速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項の返還期限については、第13条第2項の規定を準用する。

（補助金の交付決定の取消し等）

第17条 市長は、補助事業者より補助対象事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 補助事業者が、関係法令、この要綱又はこれらに基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合

（2） 補助事業者が、補助金を補助事業以外の事業に使用した場合

（3） 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合

（4） 第7条の交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 市長は、前項の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分の額に相当する補助金が既に交付されているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 3 市長は、前項の返還を命ずる場合（第1項第4号に規定する場合を除く。）には、その命令に係る補助金を補助事業者が受領した日から当該返還命令がなされた日までの期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の返還及び前項の納付期限については、第13条第2項の規定を準用する。
- 5 市長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部若しくは一部を免除することができるものとする。
- 6 本条の規定は、補助対象事業について交付すべき交付金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（補助金の経理等）

第18条 補助事業者は、補助金についての経理を明らかにする帳簿を作成し、補助対象事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間これを保存しなければならない。

（財産の管理）

第19条 補助事業者は、補助対象事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について取得財産等管理台帳（別記様式第13号）を備え管理しなければならない。

（財産処分の制限）

第20条 補助事業者は、取得財産等について、総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）第8条に定める期間を経過するまでに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊しをしようとするときは、あらかじめ妙高市地域経済循環創造事業補助金財産処分承認申請書（別記様式第14号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による承認を受けた補助事業者が取得財産等を処分した場合において、当該取得財産等の処分により補助事業者が収入があると認めるときは、当該収入の全部又は一部を補助事業者が納付させることができる。

（収益状況報告等）

第21条 補助事業者は、補助対象事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して5年以内の間、毎会計年度終了後の30日以内に、妙高市地域経済循環創造事業補助金事業化収益状況報告書（別記様式第15号）を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、交付決定の日の属する会計年度の翌年度以降、事業効果を検証することを目的として行われる調査に地域金融機関等の協力のもと回答しなければならない。

(勧告・助言等)

第22条 市長は、補助事業者に対し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）その他の法令及びこの要綱の施行のため必要な限度において、補助対象事業の施行の促進を図るため、必要な勧告又は助言をすることができる。

2 市長は、補助事業者に対し、必要があるときは、補助対象事業を検査し、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(補助制度の見直し)

第23条 市長は、この要綱の施行の日から3年を超えない期間ごとに、各条項が他の法令、社会経済情勢等と比較して整合性が取れているかどうかを検討するものとする。

2 市長は、前項に規定する検討の結果を踏まえ、この要綱の見直しが必要であると判断したときは、速やかに見直し等の措置を講じるものとする。

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月28日から施行する。

年 月 日

妙高市長 宛て

申請者 住 所
名 称
代表者名

妙高市地域経済循環創造事業補助金交付申請書

妙高市地域経済循環創造事業補助金の交付を受けたいので妙高市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

また、交付決定の審査に当たっては、必要に応じ、個人及び世帯に関する住民記録及び税情報を閲覧することに同意します。

記

1 補助対象事業の名称

2 交付申請額 円

交付対象経費区分（円）					備考
施設整備費	機械装置費	備品費	調査研究費	計	

資金区分（円）				
融資額等	公費による交付額		その他	計
	うち地方費	うち国費 (交付金)		

(注) 仕入れに係る消費税額及び地方消費税額については、これを減額し、備考欄には、「除税額〇〇〇円、うち地方費〇〇〇円、うち国費（交付金）〇〇〇円」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

3 補助事業の開始（予定）日 年 月 日

4 補助事業の完了予定日 年 月 日

5 添付資料

- (1) 国が定める地域経済循環創造事業交付金実施計画書別記様式第1号-1及び別記様式第1号-2
- (2) 収支計画書の具体的な積算根拠が分かる資料
- (3) 工程表その他の完了までのスケジュールが分かる資料
- (4) その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

妙高市長

妙高市地域経済循環創造事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった妙高市地域経済循環創造事業補助金の交付について、妙高市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付（不交付）の決定をしたので通知します。

記

1 補助対象事業の名称

2 補助金交付決定額（不交付の理由）

円

3 補助金交付の条件

- (1) 補助対象経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整理し、補助対象事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保管し、市長から請求があったときは、速やかに提出すること。
- (2) 補助金は、補助対象事業の目的以外に使用してはならない。
- (3) 取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意を持って管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。
- (4) 交付条件に違反したとき、不正行為がなされたとき、その他市長が補助金の交付を不適當と認めたときは、補助金の交付決定の取消し、交付決定額の減額、又は補助金の返還を命ずることがある。

第 号
年 月 日

妙高市長 宛て

申請者 住 所
名 称
代表者名

妙高市地域経済循環創造事業補助金申請取下書

年 月 日付けで交付の申請を行った妙高市地域経済循環創造事業補助金について、その申請を取り下げたく、妙高市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 申請を行った年月日

年 月 日

2 申請を取り下げる事由

注) 妙高市地域経済循環創造事業補助金交付決定書(別記様式第2号)の写しを添付すること。

第 号
年 月 日

妙高市長 宛て

申請者 住 所
名 称
代表者名

妙高市地域経済循環創造事業補助金遂行状況報告書

年 月 日付で交付決定された妙高市地域経済循環創造事業補助金について、妙高市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第9条の規定により、年 月 日現在の遂行状況を別紙のとおり報告します。

年 月 日

妙高市長 宛て

申請者 住 所
名 称
代表者名

妙高市地域経済循環創造事業補助金変更申請書

年 月 日付けで交付決定のあった補助対象事業について、下記のとおり変更したいので、妙高市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更（中止・廃止）の理由

2 変更の内容

(1) 交付申請額

【変更前】

円

交付対象経費区分（円）					備考
施設整備費	機械装置費	備品費	調査研究費	計	

資金区分（円）				
融資額等	公費による交付額		その他	計
	うち地方費	うち国費 (交付金)		

(注) 仕入れに係る消費税額及び地方消費税額については、これを減額し、備考欄には、「除税額〇〇〇円、うち地方費〇〇〇円、うち国費（交付金）〇〇〇円」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

【変更後】

円

交付対象経費区分（円）					備考
施設整備費	機械装置費	備品費	調査研究費	計	

資金区分（円）				
融資額等	公費による交付額		その他	計
	うち地方費	うち国費 (交付金)		

(注) 仕入れに係る消費税額及び地方消費税額については、これを減額し、備考欄には、「除税額〇〇〇円、うち地方費〇〇〇円、うち国費（交付金）〇〇〇円」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

(2) 補助事業の開始（予定）日

変更前 年 月 日

変更後 年 月 日

(3) 補助事業の完了（予定）日

変更前 年 月 日

変更後 年 月 日

3 添付書類

(1) 変更事業計画書

(2) 変更事業収支予算書

(3) その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

妙高市長

妙高市地域経済循環創造事業補助金変更承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった妙高市地域経済循環創造事業補助金の変更について、妙高市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり承認（不承認）の決定をしたので通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 変更後交付決定額 円
- 3 承認理由（不承認の理由）
- 4 補助金交付の条件

年 月 日

妙高市長 宛て

申請者 住 所
名 称
代表者名

妙高市地域経済循環創造事業補助金実績報告書

年 月 日付けで交付決定のあった補助対象事業が完了したので、妙高市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 補助金精算額 円
- 3 補助事業完了年月日 年 月 日
- 4 添付資料
 - (1) 国が定める地域経済循環創造事業交付金事業報告書
 - (2) 国が定める地域経済循環創造事業交付金対象経費整理表
 - (3) 金融機関からの融資を証明する書類（融資契約書等）の写し
 - (4) 事業の成果が分かる書類（写真、設計図、施設等設置位置図、雇用状況等）
 - (5) その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

妙高市長

妙高市地域経済循環創造事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった事業について妙高市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり額を確定したので通知します。

記

- | | |
|------------|---|
| 1 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 補助金交付済額 | 円 |
| 3 補助金交付確定額 | 円 |

第 号
年 月 日

様

妙高市長

妙高市地域経済循環創造事業補助金返還命令通知書

年 月 日付けにより交付決定された妙高市地域経済循環創造事業補助金の補助対象事業に係る交付額について、妙高市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第13条第1項の規定により、金 円を返還するよう通知します。

なお、返還の期限は、妙高市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第13条第2項の規定に基づき、本通知の日から20日以内とします。

年 月 日

妙高市長 宛て

申請者 住 所
名 称
代表者名

妙高市地域経済循環創造事業補助金請求書

年 月 日付で補助金の額の確定を受けた妙高市地域経済循環創造事業補助金について妙高市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第14条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 円

2 振込先

金融機関名	本店・支店
口座種別	普通・当座・その他（ ）
口座番号	
口座名義人	ふりがな

年 月 日

妙高市長 宛て

申請者 住 所
名 称
代表者名

妙高市地域経済循環創造事業補助金概算払請求書

年 月 日付けで交付決定があった妙高市地域経済循環創造事業補助金について、妙高市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第 1 5 条第 2 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 概算払請求額 円
- 2 概算払いを必要とする理由
- 3 振込先

金融機関名	本店・支店
口座種別	普通・当座・その他 ()
口座番号	
口座名義人	ふりがな

年 月 日

妙高市長 宛て

申請者 住 所
名 称
代表者名

消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日付けにより交付決定のあった補助対象事業について、妙高市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第16条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額 円
※妙高市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第12条による額の確定額

- 2 交付金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 円

- 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 円

- 4 補助金返還相当額 円

注) 別紙として積算の内訳を添付すること。

取得財産等管理台帳

（単位：円）

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得 年月日	耐用年数	保管場所	備考
				円	円				

- （注） 1 対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第1号から3号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が交付金交付要綱第19条第2項に定める処分制限額以上の財産とする。
- 2 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
- 3 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

年 月 日

妙高市長 宛て

申請者 住 所
名 称
代表者名

妙高市地域経済循環創造事業補助金財産処分承認申請書

標記について、妙高市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第21条第1項の規定により、下記のとおり財産処分の承認を受けたいので、申請します。

- 1 補助対象事業の名称
- 2 総事業費
- 3 交付対象経費
- 4 処分する施設・設備の名称
- 5 処分内容
- 6 処分する理由

- 1 処分する施設・設備の名称の欄には、処分する財産を具体的に記載すること。例えば、施設については、所在地、種類、構造及び床面積並びに申請時における具体的な用途を、設備については、申請時における具体的な用途を記載すること。
- 2 処分内容の欄には、処分の種類（売却、賃貸等）、処分の相手方（買主、借主等）、処分の対価（売却価格、賃貸料等）等を記載すること。

年 月 日

妙高市長 宛て

申請者 住 所
名 称
代表者名

妙高市地域経済循環創造事業補助金事業化収益状況報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定された妙高市地域経済循環創造事業補助金について、妙高市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第21条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

(単位：円)

補助金 確定額	補助事業に 係る本年度 収益額	控除額	本年度まで の補助事業 に係る支出 額	基準納付額	前年度までの 補助事業に係 る市への累積 納付額	本年度 納付額	備考
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	

(注)

- 「補助金事業に係る本年度収益額：(B)」とは、補助事業の実施結果の事業化による総収入額から総収入を得るに要した額を差し引いた額の合計額をいう。
「総収入を得るに要した額」とは、材料費、労務費、材料費・労務費以外の諸経費(外注費、高熱水費、製造設備に係る減価償却費等)、販売費、一般管理費等で間接費を含む額をいう。
なお、(B)が0又はマイナスの場合には、(C)、(D)、(E)、(G)の項目については、記載しないこと。
- 「控除額：C」とは、補助事業に要した経費のうち、補助事業者が自己負担によって支出した額(補助事業に要した経費-交付金確定額)をいう。
なお、補助事業終了後、翌々年度以降の控除額の算出については、自己負担によって支出した額から補助事業年度終了より前年度までの補助事業に係る収益の累積額を差し引いた額(自己負担額-前年度までの収益累積額)をいう。ただし、控除額は自己負担によって支出した額の範囲内とし、前年度までの補助事業に係る収益の累積額が自己負担によって支出した額と同額以上となった場合には、本年度の控除額は0とする。
- 「本年度までの補助事業に係る支出額：D」とは、補助事業に要した経費及び補助事業年度終了以降に追加的に要した補助事業に係る経費の合計額をいう。
- 「基準納付額：E」とは「補助事業に係る本年度収益額：B」から「控除額：C」を差し引いた額に、「補助金確定額：A」を乗じ、「本年度までの補助事業に係る支出額：D」で除した額をいう。 $(E = (B - C) \times A / D)$
- 「前年度までの補助事業に係る市への累積納付額：F」とは、前年度までの収益に伴う納付金及び財産処分に伴う納付金の合計額をいう。
- 「本年度納付額：G」とは、「基準納付額：E」と「累積納付額：F」の合計額が「補助金確定額：A」を超えない場合には、基準納付額が本年度納付額となる。また、「基準納付額：E」と「累積納付額：F」の合計額が「補助金確定額：A」を超える場合には、「補助金確定額：A」から「累積納付額：F」を差し引いた残額が本年度納付額となる。 $(A > E + F$ ならば $G = E$ 、 $A \leq E + F$ ならば $G = A - F)$
- (B) 補助対象事業に係る本年度の収益額の計算根拠が確認できる資料を添付すること。